

## 米国とのF T A交渉に係る我が国農業の堅持に関する意見書

W T O農業交渉では、多様な農業の共存を主張し、農業の多面的機能などを貿易ルールに反映させるべく努力を積み重ねてきたところであります。

ところが、総選挙において民主党は政権公約で、米国との間で貿易・投資の自由化を進めるF T Aの「締結」を打ち出し、その後に「交渉を促進」と訂正しました。

米国とのF T A交渉において、日本が輸出競争力を持つ鉱工業製品の関税は既にかなり低く、日本で高関税が実施されているのは、米など一部の品目にすぎないことから、米国が米を含む農産物を標的にすることは明らかであり、平成19年の日米同盟に関する報告書において、「農業は、米を含む全分野が交渉対象となる米日F T Aの中心部分になり得るし、ならなければならない。」とされていることから明白であります。

仮に、関税が撤廃されれば、我が国の農業が崩壊するばかりか、国内の農村、ひいては地域経済社会が成り立たなくなるほど、致命的な大打撃を受けることが必至であります。

しかも、民主党の戸別所得補償制度が、セーフティネットとして機能するかは定かではなく、また、これまでのW T O農業交渉での8年にも及ぶ粘り強い努力を無にし、所得の増大を望む農家や、自給率向上を望む国民の願いに応えるものではありません。

よって、国会及び政府におかれては、我が国の食料自給率を確保することからも、米国とのF T A問題については、我が国農業の機能維持とさらなる発展が図れるよう十分な配慮を行うよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年9月29日

長岡市議会議長 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣